

# 阿賀野市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

令和2年12月2日

## 背景

平成30年5月25日、国会において「森林経営管理法」が可決・成立し、平成31年4月1日から森林経営管理制度が施行されました。

森林経営管理制度は、森林所有者が経営管理を行うことができない場合に、市町村が経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者（民間事業者）に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が自ら経営管理することで、林業経営の効率化及び森林管理の適正化を一体的に促進するものです。

また、平成31年4月1日から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、同年9月から税徴収に先行して市町村及び県に譲与が開始されており、その全額を森林の経営管理に必要な施策に要する費用に充てることとされています。

このため、本市では森林環境譲与税を有効に活用するため、方針を定めることとします。

## 現状と課題

阿賀野市の森林は7,328haであり、うち民有林は3,966haあります。

また、民有林人工林1,712haにおいて、所有者自らが管理する私有林（公有林・経営計画対象森林等を除く）が1,234haあり、そのうち1,025haについて間伐等の整備が必要な状態です。（令和2年度時点）

これまでは森林組合及び山林組合が、国や県の森林整備事業予算及び市の単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化等により、整備が行き届かない森林が増加しています。

## 今後の方向性

本市では国から譲与される森林環境譲与税を次の方針に基づき有効に活用します。

### ○森林整備の推進

- ・10年以上森林整備が行われていないと思われる民有林人工林の所有者に対して、所有森林の経営及び管理に関する意向調査を実施します。
- ・意向調査の結果、市に経営を委ねる所有者とは経営管理集積計画を取り交わし、意欲と能力のある林業経営者へ再委託又は市が森林整備を実施し適切な森林管理に努めます。
- ・森林整備の効率化を図るため、林道や林業専用道、作業道等の適切な整備及び維持修繕に努めます。また、森林整備に付随する市道や農道等の維持や補修に努めます。

### ○木材利用の促進

- ・関係団体と以下について協議し、地域の森林資源活用の促進に向けて努めます。
  - 1.市内の公共施設及び住宅建設における木造化・木質化への支援及び促進
  - 2.児童や生徒が使用する木製家具や木製遊具、木製玩具等の導入